

利用者の皆様へ

施設使用料の取り扱いについて

いつも地区市民館をご利用いただきありがとうございます。

地区市民館では、新型コロナウイルス感染症を理由とした施設利用の中止等の場合における臨時的な対応として、使用料の還付を行ってききましたが、令和4年12月1日より、廃止し従来どおりの対応とさせていただきます。

今後の施設利用について、ご理解いただきますようお願いいたします。

豊橋市教育委員会